

森林に**太陽光発電設備を設置する場合の許可が必要となる開発面積の基準が変わった**と聞いたけど、ホント？

ホントです。

令和5年4月より、森林※¹を開発して太陽光発電設備を設置する場合、その**面積が0.5haを超える**ものは、**都道府県知事の許可が必要**になります※²。



林地開発許可制度が変わります!!

○ 森林※¹を開発して太陽光発電設備を設置する場合、

これまで

開発面積が1haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要でした。

令和5年4月より

開発面積が0.5haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要となります※²。

※¹ 都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となっている民有林で、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除きます。

※² ただし、令和5年3月31日までに太陽光発電設備の設置に必要な測量・設計等の準備行為を終えた上で、既に土地の開発行為に着手している場合は、林地開発許可の取得は不要です。

○ 林地開発許可を取得せずに開発を行った場合には、森林法に基づき、監督処分や罰則が科されます。

詳しくは下記の「林地開発許可業務担当所」まで

連絡先			管轄する市町村
福島県 農林水産部森林保全課	960-8670	福島市杉妻町2-16 024-521-7442	
県北農林事務所	960-8670	福島市杉妻町2-16 024-521-2639	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県中農林事務所	963-8540	郡山市麓山1丁目1-1 024-935-1373	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南農林事務所	963-6123	棚倉町大字関口字上志宝50-1 0247-33-2124	白河市、東白川郡、西白河郡
会津農林事務所	966-0901	喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3 0241-24-5737	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津農林事務所	967-0004	南会津町田島字根小屋甲4277-1 0241-62-5381	南会津郡
相双農林事務所	975-0031	南相馬市原町区錦町1丁目30 0244-26-1187	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき農林事務所	970-8026	いわき市平字梅本15 0246-24-6198	いわき市



Q & A

Q：令和5年3月31日までに、立木の伐採に着手していれば、開発行為に着手しているとみなされるのですか？

A：開発行為に着手しているとは、土地の形質変更の行為に着手している場合をいい、立木伐採は含まれません。

Q：令和5年3月31日までに、少しでも土地の形質変更の行為に着手していれば、開発行為に着手しているとみなされるのですか？

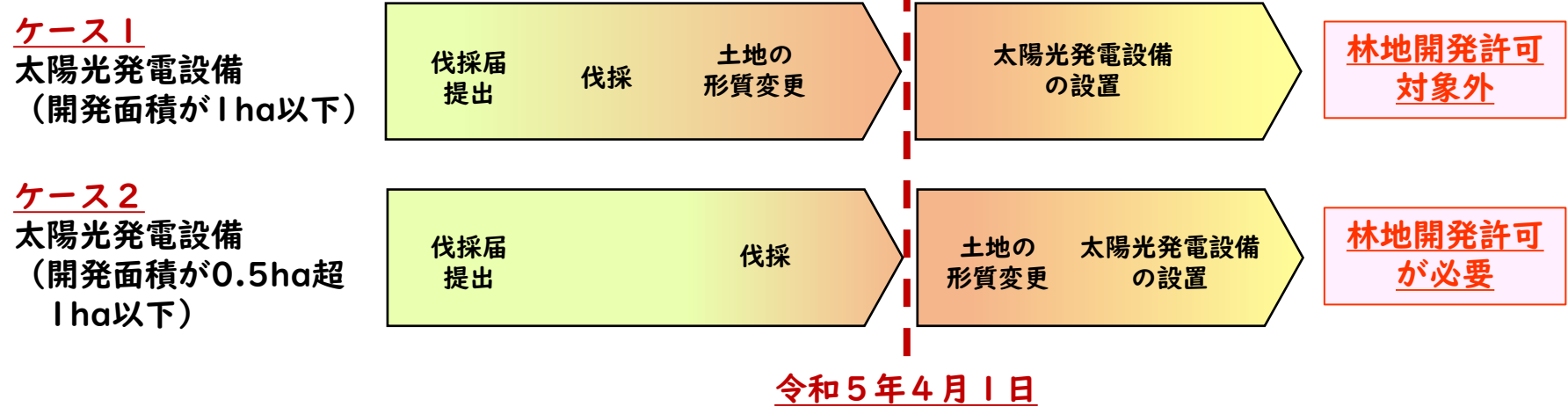
A：土地の形質変更に着手している場合でも、その行為が一時的なものに過ぎず、測量や設計等の準備行為を踏まえたものでない場合は、開発行為に着手しているとはみなされません。

一方、上記準備行為を踏まえた上で着手している土地の形質変更であれば、その多寡にかかわらず、開発行為に着手しているとみなされます。

Q：開発行為の着手の日はどのように確認されるのですか？

A：基本的には、開発行為者の申告内容（伐採届に記載の着手日、他の法令や条例等に基づく着工届等）により確認を行います。

ただし、申告に基づく着手日に疑義がある場合は、都道府県職員により事業計画や現地の確認等をさせていただくことがあります。



Q：太陽光発電設備（0.3ha）、資材置場（0.6ha）の合計0.9haの開発を計画しているのですが、林地開発許可は必要ですか？

A：資材置場が、太陽光発電設備を設置するために整備するものである場合には、双方の開発を合わせた0.9haが太陽光発電設備に関する開発行為とみなされ、林地開発許可が必要となります。

一方、0.6haの開発の目的が太陽光発電設備の設置と関係のない場合には、双方の開発は共に許可を要する規模に満たないため、林地開発許可の対象外となります。

